

災害公営住宅の家賃について

資料－３

◎入居者全員の所得から政令月収を算定し、それぞれの収入分位に応じて家賃が決定します。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{A 所得金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{B 控除額} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{C 政令月収} \\ \hline \end{array}$$

所得の種類	確認方法
給 与 所 得 者	源泉徴収票の「給与所得控除の金額」又は町県民税課税証明書の「給与所得」の額
事 業 所 得 者	確定申告書又は町県民税課税証明書の「所得金額」
公的年金受給者	受給者の年齢により下表で計算した額

公的年金受給者の年間総所得金額計算方法	
65歳以上の方	
公的年金等の収入金額(A)	年間総所得金額の計算方法
120万円以下	0円
1,200,001円～330万円未満	(A) — 120万円
330万円～410万円未満	(A) × 0.75 — 37万5千円
410万円～770万円未満	(A) × 0.85 — 78万5千円
770万円以上	(A) × 0.95 — 155万5千円
65歳未満の方	
公的年金の収入金額(A)	年間総所得金額の計算方法
70万円以下	0円
700,001円～130万円未満	(A) — 70万円
130万円～410万円未満	(A) × 0.75 — 37万5千円
410万円～770万円未満	(A) × 0.85 — 78万5千円
770万円以上	(A) × 0.95 — 155万5千円

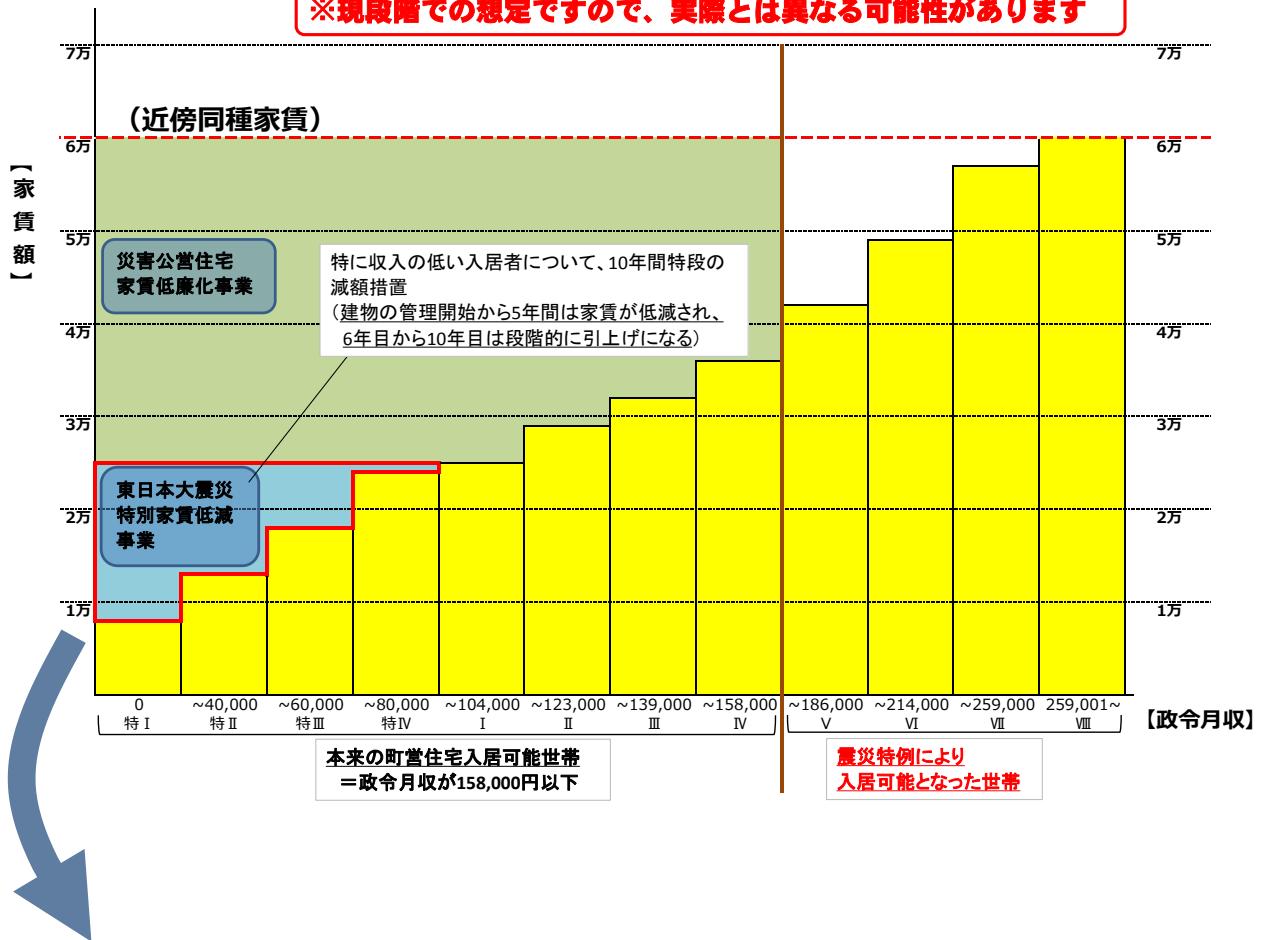
控除の対象	控除額 (1人につき)
親族(入居しようとする親族及び遠隔地扶養親族)	38万円
老人扶養親族(控除対象配偶者及び扶養親族のうち70歳以上の方)	10万円
特定扶養親族(扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方)	25万円
特別障害者(重度障害者、身体障害者手帳の1級、2級)	40万円
障害者(特別障害者以外の障害者の方)	27万円
寡婦・寡夫	27万円

政令月収に応じて収入分位が決まります。

収入分位	政令月収
特Ⅰ	0円
特Ⅱ	1円 ～ 40,000円
特Ⅲ	40,001円 ～ 60,000円
特Ⅳ	60,001円 ～ 80,000円
Ⅰ	80,001円 ～ 104,000円
Ⅱ	104,001円 ～ 123,000円
Ⅲ	123,001円 ～ 139,000円
Ⅳ	139,001円 ～ 158,000円
Ⅴ	158,001円 ～ 186,000円
Ⅵ	186,001円 ～ 214,000円
Ⅶ	214,001円 ～ 259,000円
Ⅷ	259,001円 ～

一戸建て(2DK)で想定

※現段階での想定ですので、実際とは異なる可能性があります



【東日本大震災特別家賃低減事業の家賃推移(例)】

※一戸建て(2DK)、収入分位「特Ⅰ」の場合

